

門真市無線通信式防犯カメラ機器の賃貸借契約

仕 様 書

令和6年4月

第一 総則

1 件名

門真市無線通信式防犯カメラ機器の賃貸借契約

2 目的

門真市内の街頭犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的とした防犯カメラを設置することにより、地域の安全・安心を確保する。

3 概要

門真市内の道路周辺に防犯カメラを設置し、その映像を無線LAN方式によりシステムに付随する専用端末機器（ノートパソコン）に送信するとともに、防犯カメラに付属するSDカード等の記録媒体に記録することが可能なシステムを整備するものである。なお、この仕様書における防犯カメラとは、無線LAN方式の性能を有し、加えて記録媒体が一体型となったカメラを示すものとする。

4 設置台数等

門真市内の市が指定する場所に88台（新規設置50台、既存カメラの更新38台）を設置する。

※設置場所の詳細は、別紙1「街頭防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」を参照すること。

※発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。

5 借入期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

6 設置期間等

契約締結後、令和6年9月17日までに設置及び動作確認を完了すること。

7 所管課

防犯カメラの種別	所管課
街頭防犯カメラ	危機管理課

第二 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、門真市が発注する「門真市無線通信式防犯カメラ機器の賃貸借契約」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 適用基準

設置工事を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

- (1) 契約締結後、工事施工前に速やかに所管課に次の書類を提出し、発注者と施工及び提出書類等の詳細について協議を行い、承諾を得たうえで施工すること。
施工計画書（工事概要、カメラ設置場所の位置図、計画工程表、従事者名簿、主要資材と承認図、施工方法、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応等）、予定画角の写し、及びこれらの電子データ
- (2) 設置工事完了後、完成図書として、次の書類を速やかに所管課に提出すること。
完了報告書（設置場所一覧表、位置図、詳細図、写真（遠景、設置状態詳細（通電状態が分かるものを含む）及びマスキング処理及び通電後の画角映像）、機器取扱説明書、機器のシステム構成や仕様が分かるもの 等）及びこれらの電子データ、第5項の官公署等への手続きにより得られた占用許可書、電柱添架許可書等の書類一式。

4 報告・連絡

受注者は、設置工事の進捗状況について、必ず電子メール、口頭又は電話等によりそれぞれの所管課に報告すること。また、設置場所に該当する自治会長等が工事の立会を希望する場合は工事日の調整などを行うとともに、発注者と緊密な連絡を図り、設置工事全般の責にあたること。

5 官公署等への手続き

設置工事に必要な官公署、権利者や電力会社等への手続きの一切は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、発注者が行う必要がある場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

6 施工上の注意

- (1) 施工、調整及び保守点検については、製造販売元の取扱技術講習を受講した者が行うこと。
- (2) 施工前に柱等設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等

を遵守の上、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。

- (3) 電力会社及び道路管理者等が所管する柱等に共架する場合は、当該管理者等と打ち合わせを行い、指示を受けた上で施工すること。
- (4) 電力会社等が所管する柱等に共架する場合は、発注者の指定する電源ボックス設置箇所に、箱体を設置の上で必要な電源工事を行うこととし、事前に許可を得ること。なお、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請については、受注者により行うこと。
- (5) 家屋等が映像に写りこむ場合は、プライバシーに配慮し、マスキングや画角調整等により窓、玄関、ベランダ等が映り込まないように対策を講じること。マスキングや画角調整等を行っても、近隣住民等の同意が得られない場合は、発注者と協議し承認を得た上で、他の箇所へ移設するなど、対策を講じること。
- (6) 防犯カメラ、防犯関連設備付属機器及びケーブル（地下埋設ケーブルの場合も含む）は、別に定める各装置の機能を有し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に該当する大きさの機器を使用することとし、機器やケーブル等の設置方法、位置及び場所に関しては発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。
- (7) 施工中は、通行等に支障をきたさないように十分留意すること。
- (8) 施工にあたり、必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (9) 施工中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (10) 施工中の資材、撤去品及び残土等廃棄物等については、関係法令に基づき、受注者の責任でもって適正に処分すること。
- (11) 機器の設置工事は、原則として平日9時から18時までとする。
- (12) 本仕様書に明記しないものであっても、施工上当然必要とするものについては、受注者の責任において施工すること。

7 材料

- (1) 使用材料は日本工業規格（JIS）のあるものはそれを使用すること。それ以外の機器については、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ、社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (2) 貸与品、撤去品及び現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付の上行うこと。

8 工事完了時

- (1) 設置工事の完了とは電力会社からの通電をもって完了とするのであり、必ずカメラ設置の現地で通電状況の確認を行い、完了報告書には通電を確認できる書類等も含めること。
- (2) 設置工事完了後、受注者は第3項(2)の必要書類を発注者に提出し、完了報告を行うこと。
- (3) 発注者は、設置された防犯カメラ及び提出された書類等の確認を行う。
- (4) 発注者は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行う。

第三 システムの仕様

1 概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラを設置し、その映像を24時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

2 システムの設計条件

(1) 機器設置場所及び数量

詳細は、別紙1「街頭防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」のとおりとする。

設置場所	品名	数量
門真市内	記録媒体一体型防犯カメラ	88台
	周辺看板 50ヵ所×1枚（新規設置分）	50枚
	16ヵ所×1枚（更新設置分）	16枚
	表示板 88ヵ所×1枚	88枚
門真市役所	専用端末機器（ノートパソコン）	1台

(2) 保守及び補償等

ア. 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、すべて受注者の責任において実施すること。なお、柱等への共架料は受注者の負担とする。

イ. 保守性を考慮し、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内製造工場の中で保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。

（故障解析、分解修理、基盤交換を行う際に瞬時に対応可能とすること）

ウ. 本仕様により設置したすべての機器について、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。

- エ. 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、速やかに修理を行うこと。
- オ. 設置後5年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ. 設置する機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供すること。
- キ. 消耗部品の交換は、受注者が行うこと。

(3) カメラ機器とシステム機器との接続構成

機器の構成については無線LAN方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(4) 屋外設置機器使用条件

屋外に設置する各機器（GPSアンテナ等）は、次の使用条件で動作すること。

使用温度 $-20^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$

湿度範囲 80%以下

風速 40m/s以下（瞬間最大風速60m/sであっても、それに耐えうる設置をすること。）

(5) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造であること。なお、カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア. カメラはケースに収容し、防水・防塵対策を行うこと。
- イ. 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- ウ. 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。
- エ. 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。また、停電時、レコーダーは停電直前の映像データを保存し、正常にシャットダウンすることで、SDカードを保護する機能を有すること。

(6) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じ、発注者の承認を得ること。

(7) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はAC100Vとする。また、防犯カメラに供給する

電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないようにすること。

(8) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(9) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア. 防犯カメラはMACアドレスフィルタリング機能及びWPA2-PSK (AES) を採用し、第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ. 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新とライブ映像のみ閲覧できる閲覧用パスワードを別々に設定可能であること。

ウ. 記憶媒体の暗号化など、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。また、記憶媒体は取出しが可能であること。

エ. 防犯カメラは指向性アンテナの利用、アンテナの向きの調整、出力の調整等による電波の伝搬範囲の制限が可能な機能を有すること。

オ. 防犯カメラはアクセスポイントを介しての通信が必須であり、端末間での無線通信が不可能であること。

カ. 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

キ. 専用端末機器（ノートパソコン）は、ウイルス対策ソフトを導入すること。
(保守、ライセンスを含む。)

ク. データの検索・閲覧、機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

(10) 防犯カメラ及び映像記録装置

防犯カメラ及び映像記録装置（SDカード、SSD等）については、原則（公社）日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用することとし、認定機器と同等以上の機器を使用する際は事前に発注者の承認を得ること。

また、GPSによる標準時刻に1日に1回以上は同期して、記録する機能を有する構成とすること。

第四 機器の仕様

1 防犯カメラ

(1) カメラ部

ア. 要求する機能の定義

防犯カメラは街頭に設置し、状況を把握するための映像を取得する機器である。屋外設置可能なレンズ、ハウジング一体型のドーム型構造であり、無線LAN方式で映像を専用端末機器（ノートパソコン）に伝送することができること。

イ. 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ部 (固定)	撮像素子	1/2.8型 CMOS相当であること。
		有効画素数	2592(水平)×1944(垂直)であること。
		最低被写体 照度	デイトライト機能を有し、カラー0.01Lx (スローシャッターOFF時)であること。 また、赤外線照射機能を有し、白黒時には0Lxであること。
		白黒切換	カラーと白黒の自動切替機能を有すること。
		フリッカー 防止	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
	レンズ部	画角	水平180°、垂直95°以上であること。
	ハウジ ング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状であること。
		防塵防水性	IP66以上であること。
		重量	4.0kg以下（電源部含む）
		塗色	事前に承認を得ること。

(2) 映像無線伝送装置

・ 機器性能と仕様

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって5.6GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。

(3) 映像記録装置

ア. 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。

イ. 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ 内蔵 メモリー	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、360万画素以上の通常画質において毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次書き更新しながら、10日間以上記録できる容量を有すること。 書き換え回数：2千回以上。
	記録方式	画像解像度	(2560×1440)に対応すること。
		圧縮方式	H. 265に対応すること。
	通知機能	機器異常時	故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。

2 専用端末機器（ノートパソコン）

ア. 要求する機能の定義

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御（電動ズーム）及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

イ. 機器性能と仕様

ネットワーク対応が可能であり、かつ5.6GHz帯に対応できること。

区分	品目	仕様等	
本体	本体	機能	映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。 ライブ映像を無線通信で確認できること。
		制御	防犯カメラの制御（電動ズーム）機能を有すること。
		OS	Windows10以降（64bit）
		CPU	Core i5 以上
		ストレージ	500GB 以上
		メモリ	8GB 以上
		バッテリー	駆動時間 6時間以上

	ドライブタイプ	内蔵
	ドライブ規格	DVD-R/-RW
	インターフェイス	USBポート2カ所以上（USB3.0を含む）
表示部	サイズ	14.0型以上
	解像度	(1920×1080)以上
	表示色	1677万色以上
	コントラスト	1000：1以上
	保護フィルム	液晶画面に貼付
外部記録媒体	映像取り出し	カメラ内蔵メモリに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分を、USBメモリ等汎用的な媒体に記録できること。
その他	付属品	携帯（保護）ケース

ウ. 専用ソフトウェア

従来使用しているソフトウェアを流用すること。別のソフトウェアを使用する際は発注者と協議を行い、別途、本仕様を満たす専用端末機器（ノートパソコン）を必要台数用意すること。

設置後は、警察、本市へ取扱説明を十分に行うこと。

3 機能仕様

(1) 段階的アクセス権設定機能

データの検索・閲覧、機器の操作等における利用可能者のアクセス権を設定できること。

(2) プライバシー保護機能

市民の不安を払拭するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ1台毎に8カ所以上を任意に指定できること。

(3) セキュリティ

記憶媒体は第三者が安易に映像データを閲覧・再生できないようパスワード機能を有すること。

(4) その他

これらの機能以外で犯罪抑止活動に効果的な機能については、発注者と事前に協議すること。

4 表示板

(1) 防犯カメラ設置場所に、1カ所につき1枚表示板を設置すること。

(2) 表示板の材質、形状、寸法、色及び告知内容等については、発注者と協議する

こと。

5 周辺看板

- (1)防犯カメラの設置区域を示す市が用意した周辺看板を、防犯カメラ1台につき1枚用意すること。
- (2)設置場所については自治会等と協議した後、関西電力等に申請し、許可を得た関電柱等であること。

第五 機器設置後の対応

1 カメラ機器の保守業務

- (1) 受注者は、機器の設置後から借入期間終了までの間、設置した機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 受注者は、保守体制を確保し、点検、補修等について適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (3) 受注者は、機器の不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認すること。確認の結果、交換や補修等の工事が必要になった場合は、工事の期間等について発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること。（落雷等自然災害によるものも含む。）
- (5) 機器の不具合が自然災害の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者が工事を行うものとする。
- (6) 受注者は、工事が完了したときは書面により発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、年1回、設置した機器が正常な状態であることをパトロール等により確認し、毎年8月末日までに書面により発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、年1回、アクセスログの確認を行い、書面により発注者に報告すること。なお、変更するパスワードについては、事前に発注者に確認すること。
- (9) (6)から(8)の書面の内容については、作成前に発注者と協議すること。
- (10) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたりるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 専用端末機器（ノートパソコン）の保守業務

- (1) 受注者は、他の契約のものと区別できるよう、専用端末機器の機種、シリアルナンバー、台数等を控えて管理すること。
- (2) 前項（防犯カメラ機器の保守業務）の(1)から(6)及び(10)については、

専用端末機器についても適用する。ただし、(3)(5)(6)の「工事」は「修理」と読み替える。

3 事故等によるカメラ機器損傷時の対応

- (1) 事故等により、設置したカメラ機器が通行等に支障をきたすことになった場合は、受注者がその撤去を行うこと。
- (2) (1)により受注者が撤去したカメラ機器の復旧については、事故当事者との交渉を含め、受注者が行うこと。
- (3) 復旧したカメラ機器は、引き続き受注者が管理すること。
- (4) (1)から(3)の事故等による損傷の対応については、機器の設置後から借入期間終了までの間適用する。

4 照明柱等の更新

- (1) カメラ機器を設置した照明柱等が更新・移設されるときは、受注者がカメラ機器の取り外し及び取り付けを行うこと。
- (2) 取り付け後のカメラ機器は、引き続き受注者が管理すること。

5 電気料金の負担

設置したカメラ機器の電気料金は受注者が負担すること。

6 借入期間終了時

- (1) カメラ機器については、借入期間終了時または更新設置（新たな契約に伴う同じ箇所での新しいカメラ機器への取り替え）時には、受注者が取り外しを行い引き取ること。ただし、更新設置を予定している箇所において借入期間終了までに更新されない場合など特別な事情がある場合は、取り外しの時期等について発注者と協議すること。
- (2) 専用端末機器については、シリアルナンバー等を確認の上、受注者が引き取ること。廃棄処分する場合は、記録されたデータが完全に読み取れないように、適切な処置を実施すること。

7 個人情報の保護の徹底

受注者は、門真市無線通信式防犯カメラ機器の賃貸借契約業務において知り得た個人情報の取扱いについては、業務開始前、準備期間、契約期間及び契約期間終了後において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。